

○三条地域水道用水供給企業団職員定数条例

昭和50年 2月17日

条例第1号

改正 昭和56年 2月27日 条例第1号

平成 6年 2月28日 条例第1号

（目的）

**第1条** この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条の規定により職員の定数を定めることを目的とする。

（職員の定義）

**第2条** この条例で職員とは、企業団に常勤する一般職の職員（期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。

（職員の定数）

**第3条** 職員の定数は22人とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和56年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。